



平成 21 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 カワタ
代 表 者 取締役 社長
執行役員営業部門統括 湯川 直人
(JASDAQ コード番号 6292)
問い合わせ先 常 務 取 締 役
執行役員管理部門統括 尾 崎 彰
T E L (06)6531-8211

知的財産高等裁判所よりの審決取消請求事件の判決に関するお知らせ

当社が平成 20 年 6 月 9 日に公表しておりますとおり、当社は、株式会社松井製作所から、当社の低速粉砕機(商品名:G MASTER)が株式会社松井製作所の有する特許権を侵害しているとの通知を受け、当事者間で話し合いを持ちましたが、解決が困難となったため、当社は特許庁に対し当該特許の無効審判請求を行い、特許庁から平成 21 年 1 月 23 日付けにて当該特許を無効とする旨の審決がなされました。

これに対し、株式会社松井製作所は、これを不服として、平成 21 年 2 月 25 日付けにて、知的財産高等裁判所に対し審決取消の訴えを起しました。

知的財産高等裁判所は、平成 21 年 10 月 28 日上記審決取消訴訟につき、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡しました。

以上のとおり、株式会社松井製作所の有する特許が無効であるとの審決が、知財高裁においても維持されました(詳細については、下記のとおり)ので、その旨、お知らせいたします。

記

1. 審決取消請求事件

(1) 審決取消請求事件の表示

原告 株式会社松井製作所
被告 当社
事件番号 平成 21 年(行ケ)第 10049 号
審決 「特許第 3966892 号の請求項 1 ないし 5 に係る発明についての特許を無効とする。審判費用は、被請求人の負担とする。」

(2) 審決取消請求事件の判決

1. 原告の請求を棄却する。
2. 訴訟費用は、原告の負担とする。

2. 経緯

- (1) 平成 20 年 5 月 20 日 当社から特許庁に対し、特許第 3966892 号につき、無効審判請求(無効 2008-800093)
- (2) 平成 20 年 5 月 27 日 株式会社松井製作所は、大阪地方裁判所に対し、上記特許権に基づき特許権侵害訴訟を提起
- (3) 平成 21 年 1 月 23 日 特許庁により、上記特許を無効とする旨審決(無効 2008-800093)
- (4) 平成 21 年 2 月 25 日 株式会社松井製作所は、知的財産高等裁判所に対し、上記無効審決の取消を求め審決取消訴訟を提起
- (5) 平成 21 年 9 月 2 日 口頭弁論終結
- (6) 平成 21 年 10 月 28 日 請求棄却の判決

以 上

(別紙)

平成 21 年(行ケ)第 10049 号 審決取消請求事件

判決詳細; <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20091028170144.pdf>
(裁判所ホームページへのリンク)

以 上